

佐賀県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十一年九月八日

佐賀県知事 古川 康

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

伊万里市大川町大川野字眉山一〇の一、二六の四一、大川町東田代字段ノ河内一九三九の三

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

伊万里市大川町東田代字高見一六五の一、一六五の三、一八三の二、一八三の三・一九八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九八の六、一九八の七

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(一) 次の図「は」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市農山漁村整備課に備え置いて縦覧に供する。(一)